

佐賀県選挙管理委員会告示第38号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月12日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(ビラの証紙の様式)</p> <p>第12条の2 衆議院(小選挙区選出)議員選挙、参議院佐賀県選出議員選挙及び佐賀県知事選挙において、法第142条第7項の規定により県委員会が交付する証紙は、別記第5号様式の2による。</p> <p>(証紙の交付)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県委員会は、交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定するビラの枚数に達しないときは、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、県委員会の印を押して提出者に返すものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第5号様式の2</p> <table border="1" data-bbox="232 1070 1106 1114"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 衆議院(小選挙区)議員の選挙にあつては、「番号」の前に「何選挙区」を記載すること。</p> <p>第5号様式の3</p>	略	<p>(ビラの証紙の様式)</p> <p>第12条の2 衆議院(小選挙区選出)議員選挙、参議院佐賀県選出議員選挙、<u>佐賀県議会議員選挙</u>及び佐賀県知事選挙において、法第142条第7項の規定により県委員会が交付する証紙は、別記第5号様式の2による。</p> <p>(証紙の交付)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県委員会は、交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号若しくは第2号から第4号まで又は第2項に規定するビラの枚数に達しないときは、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、県委員会の印を押して提出者に返すものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第5号様式の2</p> <table border="1" data-bbox="1160 1070 2033 1114"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙及び佐賀県議会議員の選挙にあつては、「番号」の前に「何選挙区」を記載すること。</p> <p>第5号様式の3</p>	略
略			
略			

改正前	改正後
<p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1・2 略</p> <p>3 この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けることができます。</p> <p>4 この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。</p> <p>なお、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。</p> <p>5 「第何号」には、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては、選挙区ごとの届出時の受付番号を記載するものとする。</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1・2 略</p> <p>3 この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、<u>佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚</u>の証紙の交付を受けることができます。</p> <p>4 この証紙交付票で、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、<u>佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚</u>の証紙の交付を受けたときは、この票は、必ず返納してください。</p> <p>なお、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあっては候補者届出政党は4万枚、候補者は7万枚、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県知事の選挙にあっては115,000枚、<u>佐賀県議会議員の選挙にあっては16,000枚</u>に達しないときは、当委員会は、証紙の交付枚数を記載し、取扱者印を押して提出者にお返しします。</p> <p>5 「第何号」には、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙及び佐賀県議会議員の選挙にあっては、選挙区ごとの届出時の受付番号を記載するものとする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の選挙運動及び政治活動取扱規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される佐賀県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された佐賀県議会議員の選挙については、なお従前の例による。